

農業に対する事業税・事業所税の非課税

《事業税・事業所税》

1. 事業税及び事業所税の概要

- 事業税については、事業を行う法人及び一定の事業を行う個人に対し課税されます。
- 事業所税については、政令指定都市等の指定都市にある事業所等で事業を行う者に対し課税されます。

2. 特例の内容

【事業税】

- 個人事業税については、
 - ・ 農業は非課税（個人が行う農業は課税対象から除かれています。）
 - ・ 畜産業（農業に付随して行うものを除く。）は、主として自家労力を用いて行うもの※1は非課税

※1 主として自家労力を用いて行うものとは、事業を行う者又はその同居の親族の労力によって当該事業を行った日の合計がその年の延労働日数の1 / 2を超えるもの

- 法人事業税については、
 - ・ 農事組合法人である農地所有適格法人は非課税

【事業所税】

- 農業を営む者が直接生産の用に供する一定の施設※2については非課税となっており、課税標準から差し引いて税額を算出します。

※2 一定の施設とは、農作物育成管理用施設、蚕室、畜舎、家畜飼養管理用施設、農舎、農産物乾燥施設、農業生産資材貯蔵施設、たい肥舎、サイロ及びきのこと栽培施設

資産割	=	事業所床面積	-	左のうち非課税に係るもの等	×	600円/㎡
従業者割	=	従業者給与総額			×	従事者給与総額の0.25%

お問合せ先 農林水産省経営局経営政策課経営税制グループ
(代表) 03-3502-8111 (内線) 5152
(直通) 03-6744-0576